

## 第5章

### 「待機児童ゼロ」の実現に向けて

本市では、核家族で共働きをする家庭が増え、「第4章 就学前の子育て家庭の状況」で示しているとおり、就学前の子どもも増えていることから、保育所の利用を希望する家庭は、年々増加しており、保育所の整備を推進しているものの、未だ待機児童が県内最多である状況となっています。

そのような状況である川崎市を「子どもを安心して産み育てやすいまち」にするために本市が取組むべき最優先課題は「待機児童のゼロ」対策であるとして、平成26年2月、待機児童ゼロに向けた考え方やそれに伴う施策の方向性を定めた「待機児童ゼロの実現に向けた新たな挑戦」を策定しました。

本「事業推進計画」を定めるに当たって、現在、国において平成27年度からの制度実施に向け検討が進められている「子ども・子育て関連3法」に係る取組である「子ども・子育て支援新制度」に留意するとともに、「待機児童ゼロ」を実現するための基本方針「待機児童ゼロの実現に向けた新たな挑戦」を踏まえて推進するものとします。

#### 待機児童ゼロの実現に向けた基本的な考え方

平成27年4月の待機児童ゼロの実現に向けて、本方針においては、「3つのSTEP」と「4つの方向性」を示し、スピード感を持って取組を進めます。また、具体的な事業の推進については、本「事業推進計画」を平成26年3月に、「(仮称)川崎市子ども・子育て支援事業計画」を平成26年度中に策定し、総合的に取組を推進します。

#### 1 待機児童ゼロの実現に向けた3つのSTEP

##### 《平成26年4月に向けた“STEP1”》

###### 【待機児童の大幅な減少に向けた取組の「加速化」】

「STEP1」においては、平成26年4月に“待機児童を限りなくゼロ”に近づけるため、これまで計画していた認可保育所の整備を着実に推進するとともに、地域保育園等のうち、施設や保育従事者の配置基準、運営条件などについて、本市が定めた認定基準に基づき良好な運営を行う「川崎認定保育園」への移行を進めることで保育受入枠を確保していきます。また、保護者が必要なサービスを選択できるしくみづくりとして、平成25年10月から実施している「川崎認定保育園」に通う保育に欠ける児童の保護者に対する月額5,000円の保育料補助を充実し、保護者の負担軽減を図ります。

さらに、入所不承諾となった家庭には、きめ細やかな相談・アフターフォローを実施する区役所の体制の充実を図りながら、平成27年4月の待機児童ゼロの実現に向けた取組を「加速化」していきます。

##### 《平成27年4月に向けた“STEP2”》

###### 【待機児童ゼロの実現に向けた取組】

「STEP2」においては、平成27年4月に“待機児童ゼロ”を実現するため、平成26年度

内に予定している認可保育所の整備や認可外保育事業、幼稚園の長時間預かり保育等の積極的な活用により保育受入枠を確保するとともに、平成26年4月から全区で実施する「新たな公立保育所」における民間保育所等への支援や公・民保育所人材の育成、「保育士・保育所支援センター」を活用した保育士の人材確保対策の充実など保育の質の担保・向上を図ります。

また、平成27年度からスタートする「子ども・子育て支援新制度」を踏まえながら、「川崎認定保育園」や「家庭保育福祉員（保育ママ）」などの認可化や幼稚園などの認定こども園への移行も推進します。

さらに、区役所においては、「子ども・子育て支援新制度」の利用者支援事業の中で、認可保育所の申請時から、利用者に寄り添った相談を実施し、入所不承諾後にも、きめ細やかな相談・アフターフォローをすることで、待機児童ゼロを実現していきます。

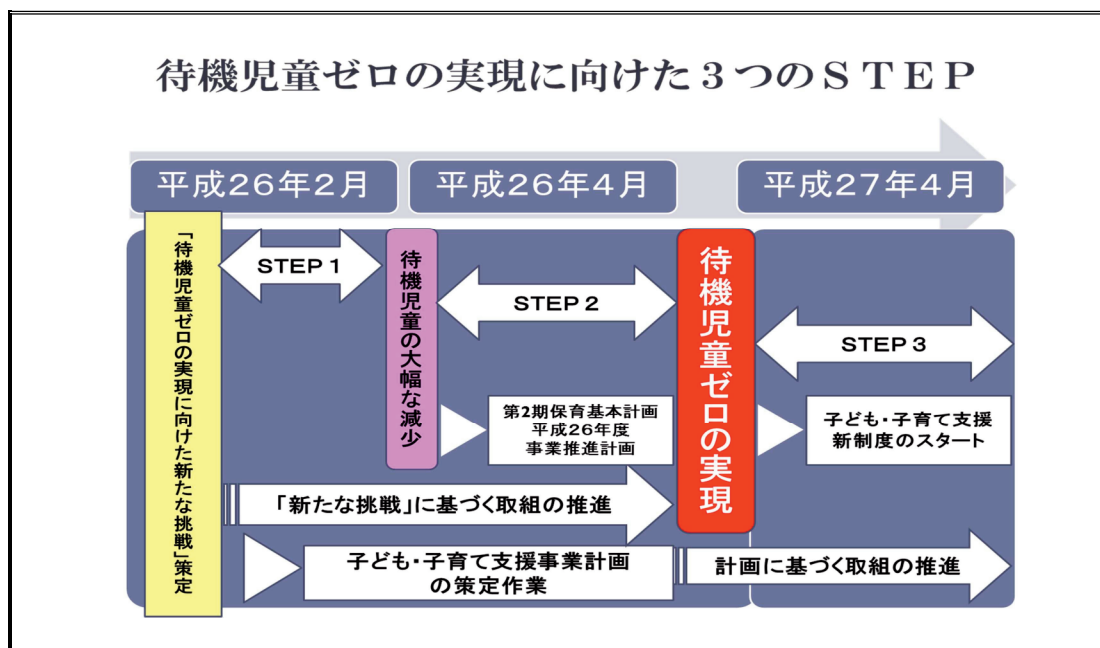
### 《平成27年4月以降の“STEP3”》

#### 【子ども・子育て支援新制度における取組の推進】

「STEP3」においては、平成27年4月からスタートする「子ども・子育て支援新制度」では、認可を受けた教育・保育施設、小規模保育や家庭的保育などの地域型保育事業が、給付対象となることを確認し、「子ども・子育て支援給付」を行うとともに、保護者には、市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で「支給認定」を行い、確認をした教育・保育施設、小規模保育や家庭的保育などの地域型保育事業者について、「利用調整」を行うこととされています。

新たな制度設計にあたっては、ニーズ調査の結果を基に、事業量の見込み及びその提供体制の確保を盛り込んだ「子ども・子育て支援事業計画」を平成26年度中に策定するとともに、平成27年4月の制度スタートに合わせて、施設・事業の認可・運営基準や利用に係る認定・利用者負担額基準の条例化や「利用者支援」を含めた地域子ども・子育て支援事業の実施に向けた検討を行っていきます。

こうした、「子ども・子育て支援新制度」における事業を推進していくことによって、待機児童解消後の取組を進めます。



## 2 待機児童ゼロの実現に向けた4つの方向性

### (1) 保育受入枠の確保

多様な保育ニーズに対して、より効率的・効果的な対応を図るため、必要な認可保育所の整備を計画的に推進するとともに、「川崎認定保育園」や「家庭保育福祉員（保育ママ）」などの本市の認可外保育施策や幼稚園の積極的な活用を図りながら、保育受入枠の確保を図っていきます。

### (2) 保育の質の担保・向上

平成26年度から全区で実施する「新たな公立保育所」における、認可外保育施設を含む民間保育所等への支援や公・民保育所人材の育成、「保育士・保育所支援センター」を活用した保育士の人材確保対策等を充実するなど、利用者（親と子）の視点に立った、“かわさき”の保育の質の向上への取組を推進していきます。

### (3) 利用者への支援ときめ細やかな対応の充実

待機児童ゼロの実現にあたっては、市民生活に身近な区役所において、地域の子ども・子育て支援ニーズを的確に把握・分析するとともに、「子ども・子育て支援新制度」の利用者支援事業を見据えながら、認可保育所の申請時から、利用者に寄り添った相談を実施し、入所不承諾後にも、きめ細やかな相談・アフターフォローを実施します。

### (4) 多様なニーズに応える取組の推進

市民生活に密着した課題である待機児童問題の解決に向けては、地域の実情に応じた保育受入枠の確保を図るとともに、市民生活に身近な相談窓口となる区役所において、申請から入所不承諾後のアフターフォローまで、きめ細やかな対応を図っていくことが重要であり、「区役所待機児童ゼロ対策推進会議」等における現場からの意見を反映しながら取組を進めます。

#### 【待機児童ゼロの実現に向けて】

本市では、これまでも「かわさき保育プラン」に基づき、認可保育所の整備等を積極的に進め、平成23年度から25年度までの3か年で4,420人の大幅な保育受入枠の拡充を図ってきました。

しかしながら、現状のペースで認可保育所の整備を進めていくことには、土地の確保や財政上の問題があります。また、今後、保育受入枠の確保や保育の質の担保・向上、さらに利用者への支援ときめ細やかな対応には、財源の確保や子ども・子育て支援を行う組織体制の充実も図っていく必要があります。

そのため、これまでも取り組んできた民間でできる分野は、できるだけ民間活用をするために「公立保育所の民営化」を推進するとともに、国の「待機児童解消加速化プラン」の補助メニューや「子ども・子育て支援新制度」への円滑な移行を図るための「保育緊急確保事業補助金」などを積極的に活用した財源の確保に努めていきます。

また、効率的な保育受入枠の確保にあっても、認可保育所の新設の際に、民間活力を積極的に活用するとともに、保育の質の担保・向上を図りながら、既存の認可外保育施設等の利用が促進される仕組みづくりを進めます。

さらに、こうした取組を進めるため、民間事業者等多様な主体との協働に向けた取組を進めるとともに、平成27年度からスタートする「子ども・子育て支援新制度」を踏まえながら、保育サービスにおける受益と適正な負担のあり方について検討をするなど、地域経営の視点に立って、効率的かつ効果的なサービス提供に努めていきます。